

1971年  
PJ代表、  
護委員、  
在委員、  
イ反対住  
弁護団に

ネット報  
卒。編集  
に。著書  
ンフィク  
2012年)  
文化放送  
TOKYO

# 日本国憲法 第二章 戦争の放棄

## 米国の言いなりで、「自衛隊」から「国防軍」へ

岩上 まず、九条の一項について、現行憲法にある「国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」という文章が、自民党の改正案では「用いない」に変わっている。「永久に放棄する」ではなくなっているということです。少し弱められている。ただ、「戦争の放棄」は書いてある。

次に、現行憲法二項の「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」という箇所です。ここは、一番議論の分かれているところで、憲法全体の平和主義、基本的人権、立憲主義に賛成する人の中にも、「この二項は言いすぎではないか」「自衛隊の存在は認めてもいいのではないか」と思っている人が多いと思います。

そしてこれが、自民党案では「前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない」と書き換えられている。そしてそのあとに、新設の第九条の二として、ここから国防軍についての規定が出てきます。この中の注目する箇所として、五項に「国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、法律の定めるところにより、国防軍に審判所を置く。この場合においては、被告人が裁判所へ上訴する権利は、保障されなければならない」と書いてあります。つまり、裁判所が、通常の司法権の外に置かれるといえますか、別に置かれると。かつての軍法会議のようになるのだらうと思います。

澤藤 現在、自衛隊がありますが、これは明らかに国内治安を担う警察組織とは違う。軍隊の実質を持つ武力としての組織でしょう。しかし自民党は、自衛隊では足りなくて、これを国防軍にするのだという。私は現在の自衛隊についても、憲法違反だと思っておりますけれども、「専守防衛の軍事組

織が必要だ」と思っている方を敵だとは思っていません。大切なことは、なぜ自衛隊を国防軍に変えなければならぬ

いのか。この意図は、きちんと確認しておくことで、おそらく、多くの国民は、自民党案を「納得できない」というこ

### 自民党改正草案 第二章 安全保障 (平和主義)

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。

2 前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。

### 現行憲法 第二章 戦争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

〔新設〕

### (国防軍)

第九条の二 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。

2 国防軍は、前項の規定による任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

3 国防軍は、第一項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するため、国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。

4 前二項に定めるもののほか、国防軍の組織、統制及び機密の保持に関する事項は、法律で定める。

5 国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、法律の定めるところにより、国防軍に審判所を置く。この場合においては、被告人が裁判所へ上訴する権利は、保障されなければならない。

(領土等の保全等)

第九条の三 国は、主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない。

とになると思います。現在の自衛隊がなぜ、九条の二項があるのに、法的に存在しうるか。自衛隊の前身である、警察予備隊ができた一九五〇年には、これは国内治安のための組織であって、決して軍隊ではないということだった。

一九五二年に保安隊ができたときには、「九条には、『陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない』と書かれているが、戦力とは、近代戦を有効に遂行する組織、編成を持つた能力のことであって、この保安隊はそこまでいかない。近代戦を遂行する能力なんかないから、これは憲法違反ではない」といわれた。

一九五四年に、現行自衛隊法ができたわけですが、そのときには何と言われたか。これは、軍隊ではなく「自衛」隊である、だから九条違反ではないといわれた。国には固有の自衛権があり、この固有の自衛権を行使する範囲であれば、つまり、自衛のための実力であれば、決して憲法違反ではない。その自衛のための必要最小限度実力説ということ、この説明は現在もずっと引き継がれているわけです。

これが、相応なまやかしで、ほとんど自衛隊の装備も近代化され、実力も大きくなってきたわけですが、それでも、それでもやはり、「自衛のため」という大枠は外せない。少なくとも、外国に行つて、武力を行使する状態になれば、これは自衛の範囲内であるということは到底できない。そういう制約

は取つ払え」という要望を強く持っている。もちろん、日本の為政者にとつても、それは望むところでは

います。戦争をやるかと考えているかどうか、それはともかく、いざというときには、戦争もできる体制をつくっておきたい。防衛産業も大歓迎。そういう点からいけば、いままでの自衛隊から国防軍に変えるというのは、憲法九条、とりわけ二項に制約された、「普通の軍隊」ではない専守防衛の組織から、「普通の軍隊」として制約のない軍事行動ができる組織へと変わることです。海外での作戦にも参加できる。こういう組織にしたいことは、見え透いたことですが、私は、これに反対という意見——専守防衛なら認めるけども、それ以上はやり過ぎだと思つている意見——が、日本国民の過半数のものだと考えています。

梓澤 こうなると一番たいへんなのは、アメリカが戦争を起こそうとしたときです。二〇〇三年のイラク戦争のときは、自衛隊は水の補給などしかできず、戦争行為は一切できなかった。しかしもし、戦争行為ができるようになったら、アメリカが日本に対して「日本人、戦争に行くべし。国防軍があるのだ。それを派遣しなさいよ」と言うようになってくる可能性がある。

ジャーナリストの池上彰さんが、週刊文春の中で言つていたのですが、「そういうふうになったらたいへんでしょ。国

が、ずっとかかり続けてきた。これに対して、いま、アメリカが非常な不満をぶつけているわけです。去年の夏のアーミテージレポートも、露骨に、それはアメリカの意図として、「ちゃんと一緒に戦えるようにしろよ」と言っている。

岩上 そうですね。二〇一二年八月一日、終戦記念日に出された第三次アーミテージレポートには、「軍事的に、より積極的な日本を、もしくは平和憲法の改正を求めるべきだ。集団的自衛権の禁止は同盟の障害である」と書かれています。九条の改正を求め、そして集団的自衛権の行使容認を強く求め、同時に、「ホルムズ海峡へ出動しろ」と言っている。イランは本来、日本の防衛と直接関係ありませんね。なのに米国は「イランとこれから戦争をやるので、それに下請けとして加われ」ということを具体的に言っています。

「自衛隊」から「国防軍」へ名前が変わるといふのは、単なる名称の変更ではない。米軍とともに動ける軍にしてしまえという事です。軍であれば、自衛隊のように、自衛のための専守防衛に徹する組織ではなく、軍事組織として、ある程度の自由度を持つて外の世界へ出て行くことも可能になる。

澤藤 おっしゃるとおりです。自衛隊は、あくまで専守防衛、自衛のための必要最小限の組織でなければならぬ。もちろんこの原則では、アメリカと一緒に海外で軍事力を行使することはできない。しかし、アメリカは、「そういう制約国防軍になつて」と安倍総理に対して言つたら、「いえ、自衛隊員が国のために命を捧げて入つてくることに、自分は誇りに思つております」と答えたというのです。自衛隊の隊員や家族の人たちにとって、「国のために命を捧げることが誇りに思っている人たちがいるのなら、戦場に行かせたらどうですか」とアメリカに言われて派遣されることになるなんて、たまつたものじゃないですよ。

岩上 先ほど澤藤先生が普通の軍隊とおっしゃつたのですが、僕は、日本の国防軍が普通の軍隊だとは思わないですね。普通の国の軍隊は、軍隊があることの善し悪し、それから、戦争することの善し悪しはさておき……。

澤藤 なるほど。自分で考える。従属性の問題ですね。岩上 そうです。開戦するかどうか、自分で考える。主権があるのです。独立した主権国家であれば、その体制が民主主義国家であるのが、君主制であるのが、国家として独立した主権をもって戦争行為を行なうわけです。けれども、日米同盟下の日本は、独立しているとはいえず、そんな国が、アメリカに強く迫られて、憲法を改正させられて、国防軍はそのまま米軍の下部組織になっていくわけですよ。装備もアメリカから押しつけられて買わされ、演習もアメリカの立てた戦略に基づいて行なわれる。親会

※1 「第三次アーミテージレポート」  
全文翻訳。(http://iwj.co.jp/wj/open/  
archives/56226)

社の指示に従う子会社のようにくつついていくわけです。

その状態で行なう戦争が、独立国家としての行為といえるのか。主権行為といえるのか。もう、まったくハチャメチャな話ですね。これまでの議論は、自衛が戦争かという話で、戦争をするということも、独立国家としての戦争、大日本帝国の戦争の仕方を前提としていたのですが、これからやろうとしていることは、集団的自衛権の名のものと、米国属国としての戦争行為です。属国として、アメリカに従って動きながら、国内外に「独立国です」と言って偽装し、その挙げ句、どこかの国で誰かと撃ち合いをして、その恨みつらみや責任というのを自国で引き受けなければいけないという、かつてない愚かな状況が生まれると思うのです。

澤藤 私が高校二年のときに、安保闘争がありました。六〇年安保です。そのとき、津々浦々に「安保反対」という声が響いた。みんながまだ戦争の記憶から、それほど覚めやらぬときですので、「この安保条約がある限り、あの好戦的なアメリカの戦争に巻き込まれる」「あんな好戦的な国と一緒にあって、戦争に参加させられるのは、とんでもない」という雰囲気は安保闘争の基底にあった。そしていまも、事態は変わっていないはずなのです。

岩上 もっと悪化していますよね。  
澤藤 そうですね。アメリカの好戦性というのは際立ってきて

前に、仙台の裁判所で、自衛隊員が市民運動家の中に入っている、昔の憲兵みたいなことをやったということが国家賠償請求裁判となり、問題になりました。<sup>\*</sup>そのように、この国防軍が国民をも監視するようになっていき、ある新聞記者は、この国防軍審判所で裁かれ、またある市民は、基地が入った写真の丘の上から撮ったということで、戦前のように引つ張られます。

岩上 自民党案の、第九条の二の五にはつきり書いてありますね。「国防軍に属する軍人その他の公務がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため」と。これを読む限りは、軍人及び公務員だけが、国防軍審判所で裁かれるのかと思いきや、もし連座させられるようなことがあったら、その秘密を共有した、あるいは、漏えいに何か関わったとか、運用等々の面で、「職務の実施」を妨げるようなことをした場合、軍人だけではなく、一般市民も、また引つ張って……。

梓澤 監視の対象になる。少なくとも、日常的に軍の監視下に置かれ、そしてあるときは、審判所へ引つ張られる。

岩上 この軍の審判所と、通常の刑法で裁かれる裁判所（司法裁判所）とは、何がどう違ってきますか？ 例えば、そこで被告の利益が守られない、守られにくい、何かそういうこととはあり得るのですか？

澤藤 これはおそらく、またそういう法律をつくることにな

ていると思います。それを、もう一度考えて、現在の時点で「安保反対」「九条を守れ」という運動になって然るべきだと思っています。なかなかそうならないことに歯痒さを感じているところですよ。

梓澤 一つ加えておきたいのですが、ベトナム戦争のときに、まさにアメリカの従属国であった韓国は、アメリカに兵隊を出させられて、五〇〇〇人が亡くなっているのです。<sup>\*</sup>アメリカの軍隊の死亡率よりもずっと高いと思いますね。国防軍になった場合、たいへんな役目を担わされるんです。

もう一つ、別の条項にいつてしまいましたが、九条の五項に「国防軍に審判所を置く」というのがありますが、こう書くことで、日本がどう変わってしまおうかという、現在の自衛隊法では、自衛隊の秘密を漏らした者は、懲役五年に処するというふうになっています。<sup>\*</sup>独立教唆罪というものがあって、新聞記者が、自衛隊の秘密、国防軍の秘密を漏らさせようと取材に入った場合、それも処罰されるのです。取材しただけであっても。国防軍審判所というのは、一つは、「危ないところに行け」という上官の命令に反したり、脱走したり、あるいは召集に応じて行かなかったりと、そういう人を処罰します。つまり、軍人を処罰します。そのほかには、その刑法、いわゆる国防軍刑法に違反する秘密を漏らさせた者を処罰します。つまり市民にもその審判が及んでくるのです。

るのでしょう。最終的には、司法裁判所、つまり最高裁判所に行かなきゃならないことになっています。けれども、少なくとも一審は軍事裁判所です。裁判というからには、それは裁判の形式は取らなければいけませんけれども、これは、普通の裁判にあるような被告人の利益を守る配慮というものが薄いことを覚悟しなければなりません。

例えば、軍事機密を取り扱う裁判において、軍事機密が何であるか、本当にそれが軍事機密として守るに値する実質的な重要秘密にあたるものかを公開法廷で徹底的に争わせることは国としてはしたくない。そういう意味では、いまの裁判と違う裁判所をつくるというのは、「迅速に、軍事目的に沿った裁判をやるんだ」という意思の表れとしか考えられないですね。つまり、軍隊なのだから、軍事裁判をやる、軍法会議

※1 室岡鉄夫『韓国軍の国際平和協力活動——湾岸戦争から国連PKO参加法の成立まで——』によると、ベトナム戦争での韓国軍の死者は5099名。  
([http://www.nids.go.jp/publication/kiyo/pdf/bulletin\\_j13-2\\_2.pdf](http://www.nids.go.jp/publication/kiyo/pdf/bulletin_j13-2_2.pdf))

※2 自衛隊法第122条「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする」。

※3 イラク戦争での自衛隊派遣に反対する市民集会などの参加者の写真や発言などを、自衛隊の情報保全隊が情報収集し、「表現の自由やプライバシー権を侵害された」として、107名の原告が、提訴していた問題。2012年3月26日、仙台地裁は、原告5人について「違法な情報収集で人格権を侵害された」と認め、1人5万～10万円、計30万円の支払いを国に命じた。(『日本経済新聞』<http://www.nikkei.com/article/DGXNASDG2603LW2A320C100000/>)

3卒。1971年  
「NPJ代表  
審判委員  
調査委員  
魚」事件、  
移転反対  
の弁護団  
ーネット  
部卒。編  
スに。著  
ノンフィ  
る。2012年  
、文化放

をやる。戦争を効率的に遂行することが第一で、人権への配慮が二の次になって当たり前でしょうということです。

岩上 もう一つ、九条改正のところで新設されている九条の三という項目があります。「(領土等の保全等) 第九条の三 国は、主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならぬ」とあります。これだけ読めば、「当たり前の話じゃないの」と思ったりするのですが、「領空を保全し」と書いてありますが、ちょっと苦笑してしまうのは、現時点でも、例えば首都圏の上空は米軍に管制されてしまっている。この国は、沖縄だけが米軍の占領下にあるわけではなく、国土の至るところを外国軍に占領されていて、その管制下にあるのです。

自民党案は、そのことに関して異常に鈍感で、どうして米軍による管制が存在しないかのように書くことができるのか。「領土、領海、領空の保全」と「主権と独立を守る」というならば、「基本的に、外国軍は同盟国・友好国であっても、日本国内に駐留してはならない。アメリカとも仲良くしましょう。しかし、駐在武官などは別として、外国軍の将兵は一兵たりとも我が国に入ってはならない」と主張すべきでしょう。軍事同盟を締結しても、外国軍の常時駐留の必要性はない。外国の軍艦や軍人、戦車や飛行機がわが国にあるということ自体、主権の侵害ですから。

は、自国の軍隊であろうと、アメリカ軍であろうと、これは憲法違反なんだ」ということをはっきり言ったわけでは

これに対して国は「いや、憲法九条で禁止されている軍隊というものは、自国の統制下にある軍隊だけで、外国のものを含まない」という奇妙な論理を展開した。そして、「刑特法は憲法違反ではない」という論陣を張ったわけでは

これにはいろんなエピソードがありますけれども、結局、跳躍上告という形で、高裁を抜きにして、最高裁へ行って、しかも一九五九年、安保改定の前年ですから、早く決着を付けなければいけないということで、その年のうちに判決が出るわけです。当時の最高裁の長官であった田中耕太郎氏(一〇一頁参照)が、マッカーサー大使(ダグラス・マッカーサーの甥)と話をして、事前に「こうしますから」と説明していたというのが最近明らかになっています。結局、最高裁は、いわゆる統治行為論(裁判所が口を挟むべきものでなく、現行の法体系をそのまま尊重すべき)で、「あえて憲法違反というべきではない」と、一審判決を覆してしまっ

ここで争われたのは、憲法九条に謳っている軍隊、戦力というものの、アメリカ軍を「含む」のか、「含まない」のかということだった。伊達判決は「含む」ということを明確にしたわけですが、最高裁で覆された。以来、九条の精神からいえば、まことに奇妙な憲法違反の状態がずっと続いている。

しかし、そういう観念がまったくなく、こういうことを書かれるのは、非常に気持ちが悪い。これはもう、「アメリカの属国であることは構わない。米軍だけは日本に駐留し続けてけっこうだ。しかし、他の国の軍隊の侵犯は許せない」と言っているようにしか思えない。

澤藤 おっしゃるとおりです。九条関係をここで終わるので、ひと言だけ申し上げておきたいのですけれども、九条の精神というのは「武力で平和を守るのではない。武力をなくすことで平和を達成する」という思想です。持つてはならない武力というのは、自国の武力だけではなく、外国の武力も含むわけで、これが砂川事件で鮮明に表れたところです。

砂川事件では、立川基地拡張工事反対闘争の中で、測定を阻止しようとしたデモ隊が基地に立ち入ったことが犯罪とされました。現行犯逮捕ではなく、測量から一カ月ほど経ったある日、突然、二三人の労働者や学生が捕まり、そのうち七人が起訴された。起訴罪名は、刑事特別法(刑特法)違反。これは地位協定に基づくものです。まず安保条約があつて、それに基づく地位協定——当時は行政協定と言いました——がある。さらに地位協定に基づいて刑事特別法がつくられ、つまり占領目的を妨げることで、日本人が逮捕され起訴されたわけでは

ところが、一審の東京地裁伊達判決は「憲法九条というの

岩上 そう考えると、この「領土の保全等」の一項目というのは、ものすごく重要なのですが、いままで十分に注目されてないと思うのです。ここに「主権」「独立」と書いてあるわけですから、主権国家に外国軍が駐留しているというのは異常な状態であるわけでは。したがって、「地位協定というのは憲法違反だからやめてもらおう」「駐留は完全にやめてもらおう」ということがセットでなければ、「独立国家」などと言うのは、ちゃんちゃらおかしいわけでは。ものすごい矛盾ですよ。澤藤 そうですね。この九条の三を立案した方は、北方四島と竹島と尖閣だけが頭にあつたと思えます。岩上 本土のことも、沖縄のことも、この首都圏の上空の米軍による管制も全然頭がない。そんな馬鹿な話は、あつてはならないと思います。

※1 砂川事件  
1957年7月8日、立川基地滑走路の中にある農地の測量が行われた際、これに抗議して地元反対同盟を支援する労働者・学生が柵を押し倒して基地の中に立ち入った。この行動に対し、警視庁は日米安保条約に基づく刑事特別法違反の容疑で23名を逮捕し、うち7名が起訴された。

※2 伊達判決  
1959年3月30日、東京地方裁判所の伊達秋雄裁判長は、駐留米軍を特別に保護する刑事特別法は憲法違反であり、米軍基地に立ち入ったことは罪にならないとして、被告全員に無罪判決を言い渡した。この判決を伊達判決と呼ぶ。

※3 跳躍上告  
第一審判決に対し、控訴を経ずに最高裁判所に申し立てを行うこと。

※4 2008年に、国際問題研究家の新原昭治氏が、米国立公文書館で発見した資料によると、伊達判決を受けて、当時の駐日大使ダグラス・マッカーサー2世が、同判決の破棄を狙って外務大臣の藤山愛一郎に最高裁への跳躍上告を促す外交圧力をかけたり、最高裁長官・田中と密談したりするなどの介入を行っていた。